

## 特別支援学校教諭免許状領域の追加

**（特E）実務経験年数に関係なく、授与によって特別支援学校教諭免許状に係る新教育領域の追加を追加する。**

【根拠規定】 教育職員免許法第5条の2第3項  
教育職員免許法施行規則第7条第4項

※千葉県教育委員会が発行した特別支援学校教諭（盲・聾・養護学校教諭を含む）免許状に新教育領域の追加の定めを受ける。  
（新教育領域の追加は、免許状の授与を受けた都道府県教育委員会に依頼する。）

（1）特別支援学校教諭一種免許状に追加する必要な修得単位

追加しようとする領域	修得すべき科目	必要単位数
視覚障害者に関する教育領域	心理等に関する科目（1単位以上） 教育課程等に関する科目（2単位以上）	8
聴覚障害者に関する教育領域	心理等に関する科目（1単位以上） 教育課程等に関する科目（2単位以上）	8
知的障害者に関する教育領域	心理等に関する科目（1単位以上） 教育課程等に関する科目（2単位以上）	4
肢体不自由者に関する教育領域	心理等に関する科目（1単位以上） 教育課程等に関する科目（2単位以上）	4
病弱者に関する教育領域	心理等に関する科目（1単位以上） 教育課程等に関する科目（2単位以上）	4

（2）特別支援学校教二種免許状に追加する必要な修得単位

追加しようとする領域	修得すべき科目	必要単位数
視覚障害者に関する教育領域	心理等に関する科目（1単位以上） 教育課程等に関する科目（1単位以上）	4
聴覚障害者に関する教育領域	心理等に関する科目（1単位以上） 教育課程等に関する科目（1単位以上）	4
知的障害者に関する教育領域	心理等に関する科目（1単位以上） 教育課程等に関する科目（1単位以上）	2
肢体不自由者に関する教育領域	心理等に関する科目（1単位以上） 教育課程等に関する科目（1単位以上）	2
病弱者に関する教育領域	心理等に関する科目（1単位以上） 教育課程等に関する科目（1単位以上）	2

※第3欄科目が不足することとなる場合には、不足する単位数と同数以上の単位を修得すること。

根拠規定 【教育職員免許法施行規則第7条第5項】

※施行規則第7条第4項による領域の追加の場合、追加しようとする領域の単位は、取得しようとする領域について課程認定を受けている大学の指導に従って修得してください。免許法認定講習等で修得した単位は使用できません。

（例）千葉県教育委員会免許法認定講習での修得単位は使用できません。